

宮労発基 0330 第2号
令和5年3月30日

発注機関の長 殿

宮 城 労 働 局 長
(公 印 省 略)

足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則
の一部を改正する省令の施行について（要請）

労働行政の運営につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第22号。以下「改正省令」という。）が令和5年3月14日に公布され、令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から施行することとされたところです。

その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりですので、貴機関におかれましても、足場からの墜落・転落災害防止対策が徹底されますよう、受注者、関係団体及びその他の建設工事関係者等への周知にご協力いただきたくお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨及び概要

建設業においては、今なお年間100人程度の労働者が墜落・転落災害によって死亡しており、その対策を講ずることが強く求められていることを踏まえ、「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」において、墜落・転落災害防止対策に係る報告書が取りまとめられた。当該報告書を踏まえ、以下のとおり所要の改正を行ったものである。

- (1) 一側足場からの墜落・転落災害が発生していることから、一側足場の使用範囲を明確化するために必要な措置を規定したこと。
- (2) 足場からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることから、事業者又は注文

者による足場の点検が確実に行われるために必要な措置を規定したこと。

第2 細部事項

1 一側足場の使用範囲の明確化（第561条の2（新設）関係）

- (1) 事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用しなければならないことを規定したこと。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用することが望ましいこと。
- (2) 「幅が1メートル以上の箇所」とは、足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所をいうこと。足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者等、工事関係者の管理の範囲外である場合等にあっては、「幅が1メートル以上の箇所」に含まれないこと。なお、事業者は、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保すべきものであること。
- (3) 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは、以下の場合をいうこと。
- ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき。
- ウ 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき。
- (4) 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合にあっては、足場の動搖や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。
- (5) 足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。

2 足場の点検時の点検者の指名の義務付け（第567条、第568条及び第655条関係）

- (1) 事業者は、足場（つり足場を含む。）の点検を行う際、点検者を指名しなければならないことを規定したこと。
- (2) 点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話等で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順

を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行うこと。

- (3) 改正省令による改正後の安衛則（以下「改正安衛則」という。）第 567 条第 2 項及び第 655 条第 2 項第 2 号に規定する点検者については、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（令和 5 年 3 月 14 日基安発 0314 第 2 号。以下「推進要綱」という。）別添の 3（2）に示す一定の能力を有する者を指名することが望ましいこと。
- (4) 足場の点検に当たっては、推進要綱別添に示す「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。

3 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加（第 567 条及び第 655 条関係）

- (1) 改正安衛則第 567 条第 3 項各号及び第 655 条第 2 項各号に掲げる点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。なお、記録すべき点検者の氏名は、改正安衛則第 567 条第 2 項及び第 655 条第 1 項第 2 号の規定により指名した者のものとすること。
- (2) 足場の点検後の記録及び保存に当たっては、推進要綱別添に示す「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。

4 施行期日（改正省令附則関係）

改正省令は、令和 5 年 10 月 1 日（1 については令和 6 年 4 月 1 日）から施行することとしたこと。